

薩摩川内市分別収集計画

(第11期)

令和7年8月

薩摩川内市分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

薩摩川内市分別収集計画

令和7年8月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものになっており、特に本市の一般廃棄物最終処分場は、管理型最終処分場に焼却ごみの燃え殻などを搬入しているものの、依然として逼迫した状態が続いている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) リデュース、リユース、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となって、ソフト・ハードの全般にわたる、環境負荷に配慮した快適な地域環境の実現
- (3) 不法投棄の根絶による、環境美化の推進
- (4) 市民総参加によるリサイクル運動の積極的な推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,348 t	1,334 t	1,320 t	1,306 t	1,292 t
製品プラスチック	125 t	124 t	123 t	122 t	121 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 市の実施する方策

市は、ごみの排出抑制及び資源化に関し、市民・事業者に対して意識の啓発を図るとともに、ごみの減量に関する自主的な活動を促進するための支援策を行う。また、一事業者として、率先してごみの減量化及び資源化に取り組むものとする。

ア 指定袋制度の徹底

薩摩川内市の指定袋の定着を高めるため、薩摩川内市衛生自治団体連合会等関係団体と協力し、指導・広報活動を徹底していく。

イ 啓発活動の実施

(ア) ごみの減量及び資源化、適切なおみのおし方、不法投棄防止等の周知徹底

○ 最終処分場の埋立残容量がひっ迫していることの周知を図る。

○ 家庭のごみ出しカレンダーやごみの分別ハンドブック等、市民・事業者向け配布物等の資源ごみの表記を「資源物」とし、ごみの資源化に対する意識の向上を図る。

(イ) 小学生による標語・ポスター等の児童作品コンクールの実施

(ウ) 小学3・4年生向け副読本の作成及び配布

(エ) クリーンセンター等の見学会の実施

(オ) ごみ減量化推進キャンペーンの実施

(カ) 水銀使用廃製品の適正排出の啓発

ウ 資源化の推進

優先的に推進する2R（リデュース、リユース）によるごみ減量化と資源化（リサイクル）を含めた3Rの推進

(ア) リサイクル施設の整備等の推進

(イ) 資源化品目の拡充、補助制度の積極活用による資源化の推進

(ウ) 資源収集活動等を通じたごみ減量化、資源化に関する研修の実施

エ 生ごみの減量及び資源化の推進

(ア) 家庭での生ごみの水切りの徹底

(イ) 生ごみ処理機器の普及の促進による減量化の推進

(ウ) 生ごみを堆肥化し、花いっぱいまちづくりへの活用の促進

(エ) 地域での生ごみ堆肥化モデル事業の検討

オ 市役所における一事業者としての率先的な取組

(ア) 庁舎内のごみ減量化対策の実施

(イ) 庁舎内での積極的な再生品の利用

(ウ) グリーン購入・調達の推進

(2) 市民における方策

市民はごみの減量その他その適正な処理に関し、次のような自発的活動を行う。

ア ごみ分別の徹底

市で定めるごみ分別区分に基づき、指定袋により市の指定する日に排出するものとする。

イ 集団回収の促進等

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 市民団体等による新聞・雑誌等の集団回収

(ウ) フリーマーケットやバザー等の利用

(エ) 事業者が行う拠点回収の利用

(オ) 水銀使用廃製品を適正に回収するための拠点回収の利用

ウ 生ごみ処理機器の活用、ごみの発生抑制

(ア) 生ごみの水切りの徹底

(イ) 生ごみ処理機器の活用

(ウ) 30・10運動の推進、食べ残し削減メニューの開発

エ 過剰包装の自粛

(ア) 買い物の際の、買い物袋（マイバッグ）等の持参

(イ) 過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請

オ 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

(ア) 再生品や詰替え商品の積極的な購入

(イ) 使い捨て商品の安易な購入を見直す

(ウ) 故障したら修理し、できるだけ長く使う

(3) 事業者における方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、資源化によりその減量に努めるとともに、ごみの減量及び適正な処理の確保等に関し、次のような自発的活動を行うものとする。

ア 発生源における排出抑制

必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備するなど、排出抑制に努める。

イ 過剰包装の抑制

(ア) 流通業界団体で自主的に作成した包装の基準を遵守する。

(イ) 包装材料の減量化に一層努力する。

(ウ) レジ袋の有料化に適切に対応する。また、法令の対象外の業種であっても自主的取組に努める。

ウ 流通包装廃棄物の排出抑制

(ア) 製品梱包材等の使用量を、極力抑制するよう工夫を行う。

(イ) 事業者の責任において、自主回収及び再生利用する体制の整備に努める。

エ 使い捨て容器の使用抑制と事業者による自主回収・資源化の推進

(ア) 使い捨て容器から繰り返し利用可能なリターナブル容器への転換を図る。

(イ) 再生利用可能な物について製造・流通事業者による自主回収を促進する。

オ 再生品の使用促進等

- (ア) 事務用紙、コピー用紙等に再生品を使用する。
- (イ) 事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- (ウ) 可能な限り物をむだに消費しないように努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する中間処理施設、収集・選別機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下白色トレイと表記)
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主として スチール製の容器	37 t									
主として アルミ製の容器	52 t		51 t		50 t		49 t		48 t	
無色の ガラス製容器	(合計) 115 t		(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 112 t		(合計) 111 t	
	(引取) 115 t	(独自処理) 0 t	(引取) 114 t	(独自処理) 0 t	(引取) 113 t	(独自処理) 0 t	(引取) 112 t	(独自処理) 0 t	(引取) 111 t	(独自処理) 0 t
茶色の ガラス製容器	(合計) 162 t		(合計) 160 t		(合計) 158 t		(合計) 156 t		(合計) 154 t	
	(引取) 162 t	(独自処理) 0 t	(引取) 160 t	(独自処理) 0 t	(引取) 158 t	(独自処理) 0 t	(引取) 156 t	(独自処理) 0 t	(引取) 154 t	(独自処理) 0 t
その他の ガラス製容器	(合計) 58 t		(合計) 57 t		(合計) 56 t		(合計) 55 t		(合計) 54 t	
	(引取) 58 t	(独自処理) 0 t	(引取) 57 t	(独自処理) 0 t	(引取) 56 t	(独自処理) 0 t	(引取) 55 t	(独自処理) 0 t	(引取) 54 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容 器であって飲料を 充てんするための もの(原材料として アルミニウムが利 用されているものを 除く。)	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主として段ボール 製の容器	171 t		169 t		167 t		165 t		163 t	
主として紙製の容 器包装であって上 記以外のもの	(合計) 1 t									
	(引取) 0 t	(独自処理) 1 t								
主としてポリエチレ ンテレフタレート(P ET)製の容器であ って飲料又はしょうゆ その他主務大臣が 定める商品を充て んするためのもの	(合計) 151 t		(合計) 149 t		(合計) 147 t		(合計) 145 t		(合計) 143 t	
	(引取) 151 t	(独自処理) 0 t	(引取) 149 t	(独自処理) 0 t	(引取) 147 t	(独自処理) 0 t	(引取) 145 t	(独自処理) 0 t	(引取) 143 t	(独自処理) 0 t

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	425 t		421 t		417 t		413 t		409 t	
	(引取)	(独自処理)								
	379 t	46 t	375 t	46 t	371 t	46 t	367 t	46 t	363 t	46 t
(うち白色トレイ)	(合計)									
	46 t		46 t		46 t		46 t		46 t	
	(引取)	(独自処理)								
	0 t	46 t								
製品プラスチック(プラ資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)									
	125 t		124 t		123 t		122 t		121 t	
	(引取)	(独自処理)								
	125 t	0 t	124 t	0 t	123 t	0 t	122 t	0 t	121 t	0 t
合計	1,348 t		1,334 t		1,320 t		1,306 t		1,292 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

なお、人口変動率は、住民基本台帳をベースとして実施した市独自推計について、基準となる年の増減幅を基に按分の上、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
88,595人	87,703人	86,810人	85,918人	85,025人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.00%	98.99%	98.98%	98.97%	98.96%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、収集・運搬・保管等の段階の実施者について下記に示す。

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶類	スチール缶	市の委託業者による定期収集	市
	アルミ缶		
びん類	無色のびん	市の委託業者による定期収集	市
	茶色のびん		
	その他の色のびん		

紙類	飲料用紙パック	市の委託業者による定期収集 スーパー店頭による回収	市・民間業者
	段ボール		
	その他の紙製容器包装		
プラスチック類	ペットボトル	市の委託業者による定期収集 スーパー店頭による回収	
	白色トレイ・白色発泡スチロール		
	プラスチック資源	市の委託業者による定期収集	市

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶類(スチール・アルミ)、びん類(無色・茶色・その他、生きびん)、ペットボトル、プラスチック類(その他プラスチック、白色トレイ)、紙類を排出段階で分別する。

分別収集する 容器包装物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	中間処理
缶類	スチール缶	網袋	民間業者 川内クリーンセンター 上甕島一般廃棄物中継施設 下甕一般廃棄物中継施設
	アルミ缶		
びん類	無色のびん	コンテナ	
	茶色のびん		
	その他の色のびん		
紙類	紙パック	紙ひもで縛る	
	段ボール		
	その他の紙		
プラスチック類	ペットボトル	網袋	
	プラスチック資源		
	白色トレイ		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 各自治会にリサイクル推進員を配置し、分別収集の周知を図り自主的なリサイクル活動を推進する。
- (2) 自治会等が収集施設等を設置する場合の補助金の交付や、収集の実績に応じた分別報奨金の交付、集積場所や分別収集機材の貸与などの支援を行う。
- (3) 分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。